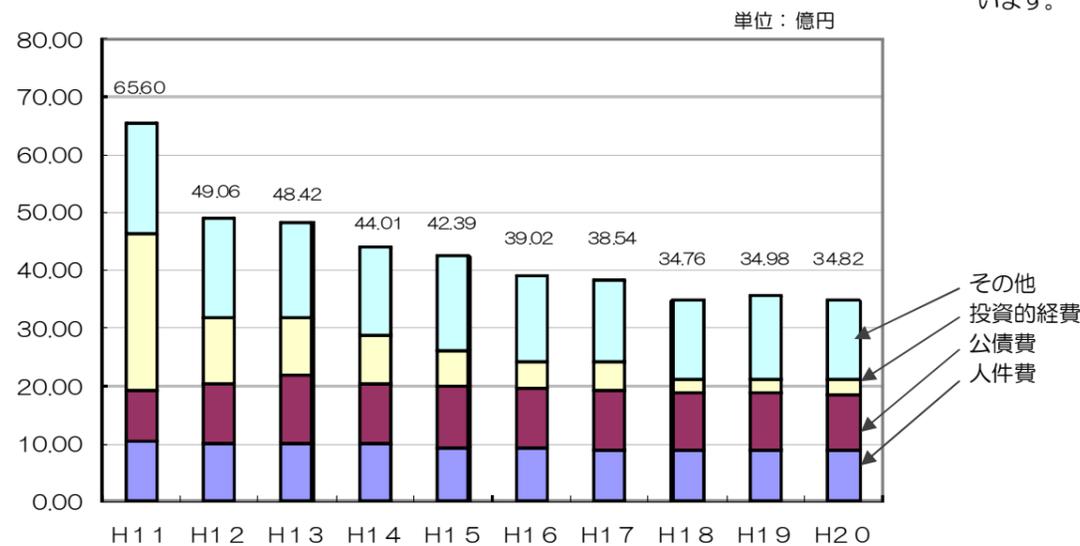


その他・資料編

財政状況

普通(一般)会計決算の推移

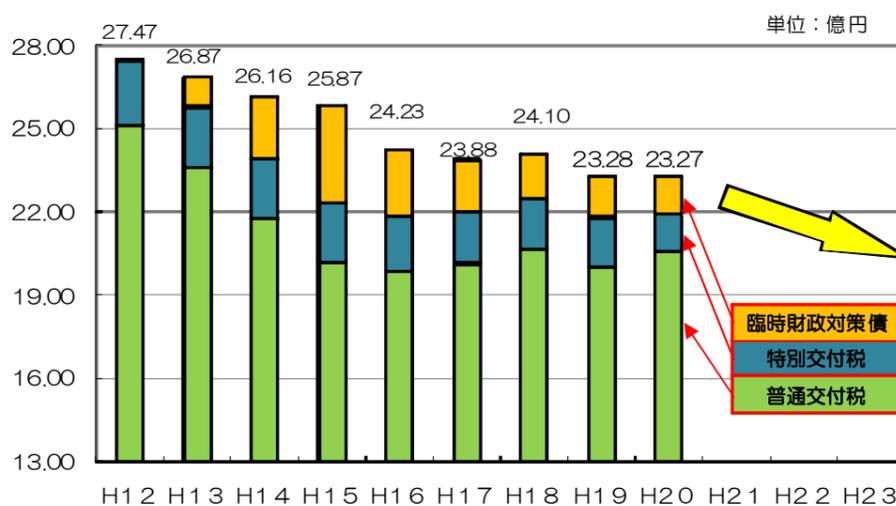
普通会計決算のここ数年の推移は下グラフのとおりで、平成11年度まではクリーンセンターや保健福祉センターなどの大型事業を行ったことにより決算全体の規模も大きなものとなりましたが、12年度以降は借金の返済金や施設の維持管理費が膨らんだため、投資事業を抑制せざるを得ない状況になっています。



数値の見方

このページのグラフ中の数値は、18年度以前は実績額、19年度は見込み額、20年度は当初予算額となっています。

地方交付税等の推移

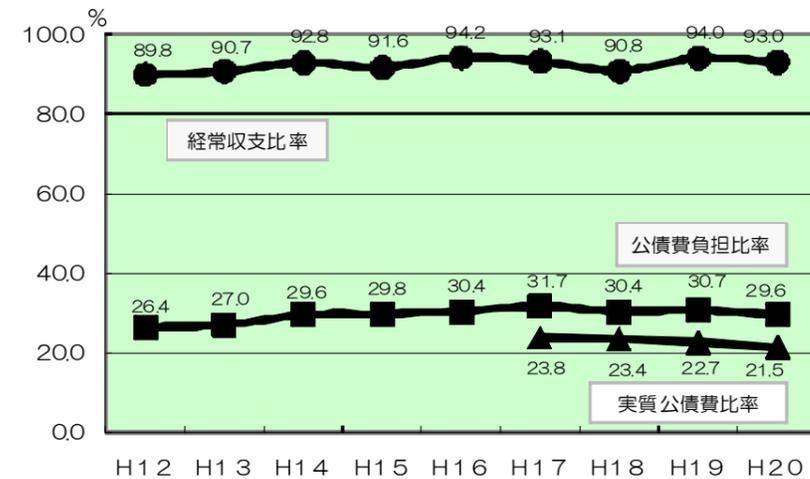


地方交付税等

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があるほか、普通交付税から町の借主に振り替えられた臨時財政対策債があります。地方交付税と臨時財政対策債は類似町の税収入の4分の3を占める基幹収入であり、その増減は町財政に大きな影響を与えますが、国の財政難から12年度をピークに、その後年々減り続け、今後もさらに減ることが予想されています。

経常収支比率・公債費負担比率・実質公債費比率の推移

厳しい財政状況にあるため、みなさんのご協力をいただきながらさまざまな経費の削減を行っていますが、過去に行った社会資本整備の際に借り入れたお金の返済金(公債費)は年々減少しているものの依然として高止まりするなか、主要な収入である地方交付税が年々減ってきているため、経常収支比率、公債費負担比率ともなお厳しい状況が続くものと思われます。



経常収支比率

町に毎年入り、かつ、自由に使えるお金のうち、どれだけの金がかかる経費に使われているかを示す指標で、75~80%以下が望ましいとされています。

公債費負担比率

自由に使えるお金(一般財源)のうち、借金の返済(公債費)にどれだけの金を使われているかを示す指標で、20%を超えると、借金の負担が重い状態といえます。

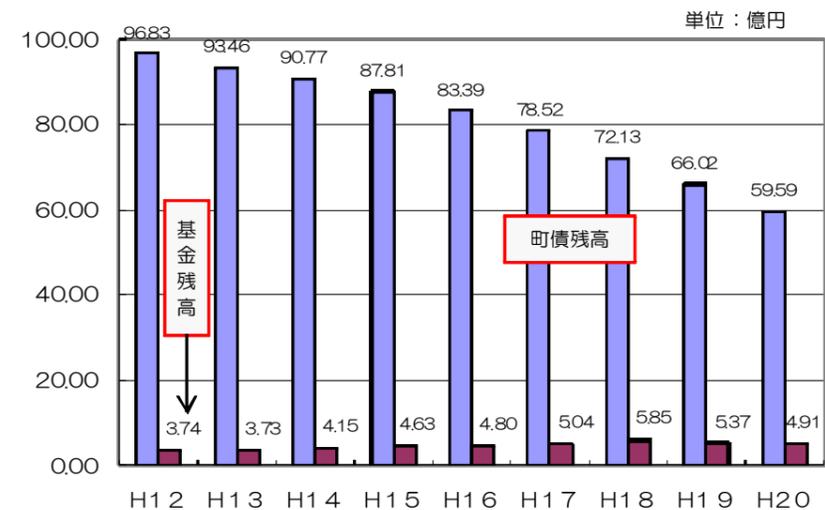
※経常収支比率は臨時財政対策債を含め、公債費負担比率は繰上償還を除いた率で表記しています。

実質公債費比率

地方債の協議制度移行に伴い18年度から導入された「その団体の公債費(元利償還費)」の水準を図る指標。実質公債比率が18%以上の団体の起債については、引き続き許可を要することとされ、また25%以上の団体については、一定の地方債が制限されます。

借金(町債)と貯金(基金)残高の推移

20年度の様似町の税収入(町税や各譲与税、交付税など)見込みは29億円程度であり、借金(町債)は約2.1倍程度に減少しますが、一方で貯金(基金)は昨年同様に1割強しかない状態にあります。前述の経常収支比率が示すとおり財政の自由度も小さくなっていますので、依然として余裕のない財政状況といえます。



町債・基金

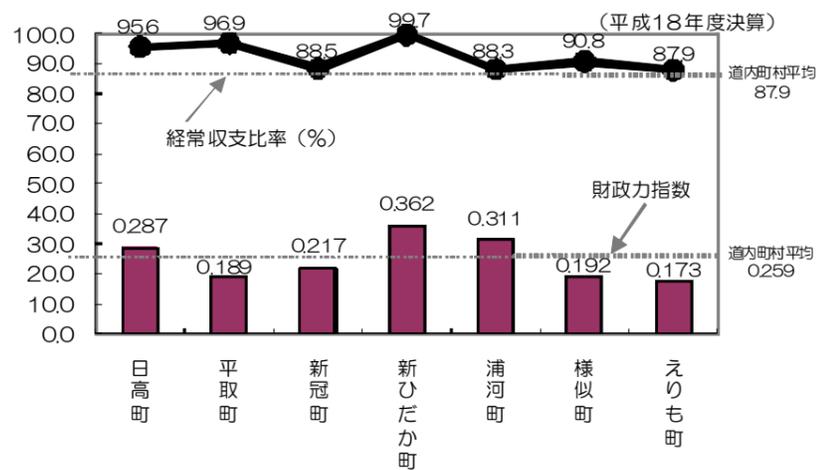
左のグラフは町債・基金とも一般会計に属するもののみを表記しています。町債にあっては下水道事業会計で、基金にあっては介護保険会計で別途財産を保有しています。

日高管内各町との財政比較

■財政力指数と経常収支比率

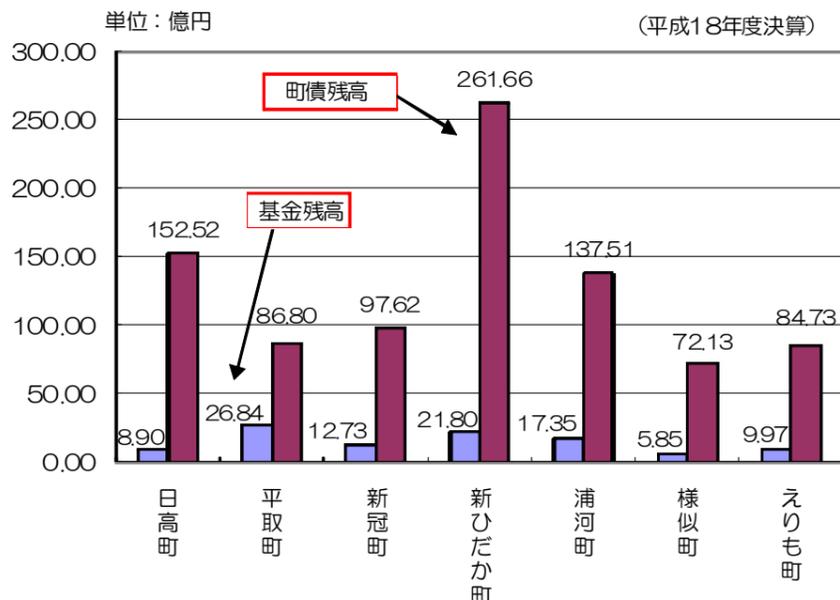
財政力指数とは、そのまちの財政力をはかる数値で、「1」に近いほど町税などの自主財源が多く、逆に「0」に近いほど地方交付税などに依存していることになります。

なお、経常収支比率は管内各町とも平均値を上回る高い数値となっており、様似町においても比率が高止まりしている状況が続いています。



■借金(町債)と貯金(基金)

借金や貯金はそのまちの財政規模によって差が出ますので、一概に比較はできませんが、借金と貯金を対比した場合、様似町はバランスを欠いていると言わざるを得ません。



財政力指数

町の人口や面積、学校数、産業形態などに応じて国が考えた標準的にかかるお金に対して、町税などがどの程度あるかを示す指標で、数値が「1」であれば全て自分たちのお金でまちの運営ができることとなりますが、逆に「0」に近いほど地方交付税などの国からの財源に依存していることになり、そのまちの体力をはかる物差として使われるものです。

借金・基金

各町の借金と貯金の額は、それぞれ普通会計に属するものの金額です。

お問い合わせは

財政状況については
 ●総務課企画財政係
 電話36-2111

町の財政状況等一覧表(平成18年度)

■一般会計及び特別会計の財政状況(主として普通会計に係るもの)

(単位:百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債 現在高	他会計から の繰入金	積立金現在高		
							財調・減債	その他特目	備荒資金
一般会計	3,564	3,524	40	40	7,213	-	558	27	39

■上記以外の特別会計の財政状況(公営企業会計に係るもの)

(単位:百万円)

	流動資産 (歳入)	流動負債 (歳出)	形式収支 (形式収支)	流動資産- 流動負債 (実質収支)	資金剰余 (不足)額	地方債 現在高	他会計から の繰入金	備考
介護保険会計	(歳入) 369	(歳出) 355	(形式収支) 14	(実質収支) 13	13	-	61	法非適用 企業
国民健康 保険会計	(歳入) 682	(歳出) 709	(形式収支) △27	(実質収支) △27	△27	-	73	法非適用 企業
老人保健会計	(歳入) 723	(歳出) 723	(形式収支) -	(実質収支) -	-	-	63	法非適用 企業
下水道会計	(歳入) 464	(歳出) 464	(形式収支) -	(実質収支) -	-	2,739	169	法非適用 企業
水道会計	136	125		11	160	448	4	法適用 企業

■関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

	歳入 (流動資産)	歳出 (流動負債)	形式収支	実質収支 (流動資産- 流動負債)	(資金剰余 (不足)額)	地方債 現在高	積立金 現在高	当該団 体の負 担割合
日高東部衛生組合	138	135	3	3	3	9	14	15.9%
日高東部消防組合	735	729	6	6	6	121	2	21.2%

■第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:千円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体 からの 出資金	当該団体 からの 補助金	当該団体 からの 貸付金	当該団体から の債務保証に 係る債務残高	当該団体から の損失補償に 係る債務残高
観光開発公社	△3,584	40,874	29,780	-	-	-	-
土地開発公社	△67	30,360	5,000	-	-	-	-

■財政指数

財政力指数	0.192	実質収支比率	1.5	実質公債費比率	23.4
経常収支比率	90.8	標準財政規模	2,687百万円	臨時財政対策債 発行可能額	162百万円

財政健全化へ向けた行財政改革の取組み

町では、平成 17 年 2 月に策定した新たな行財政改革の方針となる「行財政運営の基本的考え方」(対策期間：平成 17 年度から 22 年度までの 6 年間)に沿って行政運営を行っています。

この中で、対策期間の 6 年を 2 年ごとの 3 期に分けて具体的な実施計画をつくることとしており、平成 19 年度から 20 年度の第 2 期行財政改革実施計画のうち、平成 20 年度予算に反映した実施項目は下表のとおりです。

■平成20年度予算に反映した行財政改革実施項目

分類	内容	節減額等
職員数の削減(退職)	△3人(全職員116人→113人)	2,160万円
組織・機構の見直し(職員の採用)	一般職1人、保健師1人、栄養士1人を採用(全職員113人→116人)	△2,100万円
事務事業の見直し	町内各種団体補助金、広域団体負担金等の見直し 施設維持管理費等の見直し 嘱託・臨時職員賃金の見直し 事務(内部管理経費)・事業の見直し 償還金の繰上返済	1,420万円
投資的事業の見直し	投資的事業の一般財源の額を5年間(H18~22)で7億5千万円とする各事業の廃止・先送り・縮小を含めた全般的な見直し(毎年、見直しを行う)	—
税外収入の見直し	河川堤防敷地使用料の見直し 印鑑証明・住民票交付等手数料の見直し 町主催各種事業参加に係る個人参加料の見直し	25万円
非常勤特別職報酬等の見直し	議会議員定数の見直し△4人(16人→12人) 期末手当の支給停止	2,100万円
職員給の見直し	特別職(3役)給与の削減 一般職給与の適正化、削減 給与削減に伴う共済費への影響	6,110万円
計		9,715万円
その他(財源対策)	下水道資本費平準化債の調達による公債費負担の平準化	3,500万円

節減額等は平成 18 年度ベースのもの。ただし、職員給与の見直しについては平成 20 年度の節減額を計上。

数値の見方

各項目の節減額等の数値は、歳出については減少額、歳入については増収額となっています。なお、「組織・機構の見直し(職員の採用)」欄の△2,100万円は、歳出増加額の数値です。

■これまでの行財政改革実績(平成17~19年度)

第 1 期、第 2 期行財政改革実施計画に沿って、平成 17 年度から 19 年度の 3 年間で実施したものは下表のとおりです。

分類	内容	節減額等
職員数の削減(退職)	△6人(全職員数120人→114人)	4,860万円
組織・機構の見直し(職員の採用)	町長部局：8課→7課(現業部門の一元化) 教委部局：子育て支援センターの新設 地域包括支援センターに専門職員2人配置	△840万円
事務事業の見直し	町内各種団体補助金・広域団体負担金等の見直し 特別職交際費の見直し 町長専用公用車の廃止・公用車保有台数の減 旅費規程の見直し 施設維持管理費等の見直し(一部直営化) 嘱託・臨時職員賃金の見直し 事務(内部経費)・事業の見直し 各種町主催事業の廃止・縮小 個人助成給付金等の見直し	1億650万円
投資的事業の見直し	投資的事業の一般財源の額を5年間(H18~22)で7億5千万円とする各事業の廃止・先送り・縮小を含めた全般的な見直し(H17当初計画比：1億9千万円減)	—
税外収入の見直し	公共施設等使用料の見直し 河川堤防敷地使用料の見直し 各種交付手数料、総務手数料の見直し 各種事業参加に係る個人参加料の見直し	380万円
非常勤特別職報酬等の見直し	議会議員、農業委員会委員定数の見直し 議員期末手当の支給停止 広報委員会委員の廃止	4,560万円
職員給の見直し	特別職(3役)給与の削減 一般職給与の適正化、削減 超過勤務手当の削減 給与削減に伴う共済費への影響	1億9,490万円
計		3億9,100万円
その他(財源対策)	縁故債の借換えによる交際費負担の平準化 下水道資本費平準化債の調達による公債費負担の平準化	1億3,630万円

節減額等は各年度の削減額等を積算。

お問い合わせは
行財政改革については
●総務課行財政改革推進係
電話36-2111

職員給与の内容(20年度予算)

特別職(町長などの三役、議員、各種委員)や一般職に支給される給与については、条例や規則などによって支給される報酬や給与、手当の額・種類などが決められています。

給与は、特別職のうち議員や各種委員にあっては報酬、三役及び一般職にあっては基本給にあたる給料と扶養・通勤・住居などの各種手当から構成されます。

給料は、町職員として採用されたときに、初任給基準に基づき学歴や経験年数により算定し、条例で定められた給料表により決定されます。

19・20年度においては、議員は期末手当の停止、三役は給料や期末手当の削減、一般職は期末勤労手当の削減を行っています。

■特別職

●給料及び報酬額

区分	給料・報酬月額	区分	給料・報酬月額
三役	町長 619,200円	教育委員会	委員長 48,000円
	助役 554,200円		委員 35,000円
	教育長 516,800円	監査	知識 45,000円
議長 280,000円	議選 35,000円		
副議長 220,000円	農業委員会		会長 43,000円
委員長 210,000円		委員 33,000円	
議会	議員 200,000円	その他	委員長 6,500円(日額)
			委員 6,000円(日額)

●給与費総額

(単位：千円)

区分	職員数	給与				計
		報酬	給料	職員手当	期末勤労手当	
三役	3		20,283	351	7,522	28,156
議員	12	30,360				30,360
その他	337	16,911				16,911
計	352	47,271	20,283	351	7,522	75,427

注) その他は、上表の教育委員からその他委員までの委員に係る分で、職員数と報酬額は一般・介護・国保会計の合計です。

三役給料の削減

左表の三役給料月額
17・18年度に引き続き、19・20年度の2カ年間の時限措置として行う独自削減後の金額です。

- 町長(△20%)
774,000円
→619,200円
- 助役(△15%)
652,000円
→554,200円
- 教育長(△15%)
608,000円
→516,800円

その他委員

その他委員の日額報酬は、審議会などの時間が4時間未満の場合は委員長：4,500円、委員：4,000円となります。

議員手当の削減

議員の期末手当(3.35カ月分)は19・20年度の2年間、停止することとしています。

- 15・16年度
3.3カ月分
→1カ月分
- 17・18年度
1カ月分→停止
- 19・20年度
3.35カ月分
→停止

■一般職

●給与費総額

(単位：千円)

会計区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤労 手当	計 B	
一般会計	110 (127)	441,504 (500,990)	43,719 (51,350)	142,102 (161,796)	627,325 (714,136)	5,703 (5,623)
介護会計	0	0	0	0	0	0
下水道会計	2	7,863	955	2,609	11,427	5,714
水道会計	5	23,472	2,490	7,648	33,610	6,722
計	117 (134)	472,839 (532,325)	47,164 (54,795)	152,359 (172,053)	672,362 (759,173)	5,747 (5,665)

注1) () は日高東部消防組合様似支署職員を含んだ給与費です。

注2) 職員手当には扶養・寒冷地・管理職・通勤・住居・児童・超過勤務手当などがあります。

●平均給料・給与月額及び平均年齢の状況

	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
平成20年4月1日現在 (平成19年4月1日現在)	336,239円 (336,465円)	360,728円 (361,281円)	44歳3月 (44歳1月)

注1) 日高東部消防組合様似支署職員を除いた職員の平均。

注2) 平均給与月額とは、給料に毎月支給される扶養・管理職・通勤・住居・児童手当を加算したもので、期末勤労・寒冷地・超過勤務手当は含んでいません。

●初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区分	一般職	
	初任給	採用2年目経過日 給料月額
大学卒	172,200円	184,200円
短大卒	152,800円	164,300円
高校卒	140,100円	148,500円

注1) 学校を卒業してすぐ採用された職員の初任給と、その後引き続き2年間勤務したときの給料月額です。

注2) 一般職とは、保健師・保育士・教諭・労務職員・技能職員以外の職員です。
様似町の規則においてこの分類により初任給が決められています。

●経験年数別・学歴別平均給料月額（平成19年4月1日現在）

区分	一般行政職		
	10年以上 15年未満	20年以上 25年未満	30年以上 35年未満
大学卒	281,803円	359,500円	455,000円
高校卒	247,200円	337,557円	400,600円

注1) 表中の年数は、卒業後すぐに採用され、引き続いて勤務している場合は、採用後の年数をいい、採用前に民間歴などのある場合は、その期間を換算し採用後の年数に加算した年数をいいます。

注2) 一般行政職とは、技能労務職員・税務職員・保育士・保健師・歯科衛生士・上水道（企業）職員・社会教育主事・幼稚園教諭を除いた職員で、主に国の調査に使われる分類です。ラスパイレス指数（国家公務員との給料の比較）においては、この経験年数別分類方法が用いられます。

ラスパイレス指数

団体別の給与水準を比較するための指数で、国家公務員の平均給料月額を100とした場合の町の平均給料月額の割合で、19年度の様子町のラスパイレス指数は96.0となっています。

●級別職員数（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長等	11人	9.6%
5級	課長等・課長補佐・主幹等	15人	13.0%
4級	課長補佐・主幹・係長等	21人	18.3%
3級	係長・主査等	53人	46.1%
2級	主事等	6人	5.2%
1級	主事補等	9人	7.8%
計		115人	100.0%

注 様子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数で、標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

●職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

手当の名称	内 容
扶養手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人目以降 1人 6,000円 配偶者以外の扶養親族で16歳～22歳の子及び孫 5,000円を加算

●職員手当の状況（平成20年4月1日現在）

手当の名称	内 容
住居手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 借家の場合(12,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 持家居住者 13,000円
通勤手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具(自動車など)利用者 片道2km以上:3,800円を超える距離1kmにつき300円を加算した額 片道5km以上 5,000円を超える距離1kmにつき300円を加算した額 最高支給限度額 9,500円
超過勤務手当 休日給 夜勤手当	勤務時間を超えて勤務した場合や休日に勤務した場合、午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に対し、1時間あたりの給与額に100分の25から100分の150までの範囲内の額を勤務した時間に乗じた額を支給
管理職手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 管理又は監督の地位にある職員に対し、給料月額にそれぞれの割合を乗じた額を支給 課長等(課長・参事・議事事務局長・館長・管理者) 6.0% 課長補佐等(課長補佐・書記長・園長) 5.4% 主幹等(主幹・副館長・農業委員会事務局長) 4.8% ※管理職には、上欄の超過勤務手当等は支給されません。
管理職 特別勤務手当	管理職が必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 4,000円(6時間を越える場合は6,000円)
寒冷地手当 (月額)	<ul style="list-style-type: none"> 11月から3月までにそれぞれの月に在勤する職員に世帯の区分に応じて支給 世帯主で扶養親族のある職員 23,360円 その他の世帯主である職員 13,060円 その他の職員 8,800円

手当の名称	内 容															
期末・勤勉手当	・6月及び12月に在職する職員に支給されます。期末手当は給料と扶養手当の合計額に役職に応じた額を加算した額、勤勉手当は給料に役職に応じた額を加算した額に次の割合を乗じた額を支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期 末</th> <th>勤 勉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.4 月分 (1.2 月分)</td> <td>0.75 月分 (0.95 月分)</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.6 月分 (1.4 月分)</td> <td>0.75 月分 (0.95 月分)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.0 月分 (2.6 月分)</td> <td>1.5 月分 (1.9 月分)</td> </tr> </tbody> </table>					期 末	勤 勉	6月期	1.4 月分 (1.2 月分)	0.75 月分 (0.95 月分)	12月期	1.6 月分 (1.4 月分)	0.75 月分 (0.95 月分)	計	3.0 月分 (2.6 月分)	1.5 月分 (1.9 月分)
		期 末	勤 勉													
	6月期	1.4 月分 (1.2 月分)	0.75 月分 (0.95 月分)													
	12月期	1.6 月分 (1.4 月分)	0.75 月分 (0.95 月分)													
計	3.0 月分 (2.6 月分)	1.5 月分 (1.9 月分)														
・役職に応じた加算措置 6 級に該当する職員 給料の 15% 4・5 級に該当する職員 給料の 10% 2・3 級に該当する職員 給料の 5% ※上記()は管理職の支給月数です。																
特殊勤務手当	・一般業務のほか特殊な業務に従事した場合に支給 感染症防疫作業手当、野犬掃とう作業手当、死体処理及び火葬作業手当などがあります。															
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	国との同異												
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	同												
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	同												
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	同												
	最高限度	59.28 月分	59.28 月分	同												
※退職手当の支給率は北海道市町村職員退職手当組合の退職手当条例で定められています。																

期末・勤勉手当

20年度の一般職の期末・勤勉手当については、左表の支給基準から以下のような独自削減を行います。

- 役職に応じた加算措置(15~5%)を停止します。
- 役職加算を停止したうえで、さらに16~13%の率を減じます。

※この措置により、一般職の期末勤勉手当は、支給基準額からおおむね以下の率が減じられることとなります。
 課長職 27%程度
 補佐・主幹職 23%程度
 係長・主査職 21~19%程度
 その他の職 15%程度

■部門別職員数の状況と主な増減理由 (平成20年4月1日現在)

区 分	職員数		増減	主 な 増 減 理 由	
	H20	H19			
一 般 会 計	議会	2	3	△1	選挙事務の移管による減 社会福祉協議会派遣に伴う増 退職△2
	出納室	2	2	0	
	総務課・選挙	13	13	0	
	税務課	6	6	0	
	町民課	9	9	0	
	保健福祉課	12	11	1	
	産業課	11	11	0	
	管財建設課	10	12	△2	
	教育委員会	36	36	0	
	内管理・社会教育・図書館	18	18	0	
	内幼児センター	17	17	0	
内子育て支援センター	1	1	0		
消防	17	17	0		
特 別 会 計	上水道	5	5	0	下水道施設整備事業の完了による減 後期高齢者医療制度新設による増 介護予防事業事務の増による増
	下水道	1	2	△1	
	国民健康保険	4	3	1	
	介護保険	4	3	1	
計	132	133	△1		

注) 職員数は、実際の業務に携わっている職員数です

お問い合わせは
 職員給与については
 ●総務課庶務係
 電話36-2111

●公共施設の維持管理経費の一覧

施設名	賃金	消耗品費	燃料費	電気料	水道料	修繕料	役務費
役場庁舎		100	3,630	3,300	525	500	258
職員住宅	57					300	128
電算機器		330				150	
テレビ中継局				280			60
バス停留所				60		80	
保健福祉センター		65	1,382	2,544	1,680	1,037	202
老人福祉寮							339
老人福祉センター							116
生活館等	1,800	200	128	4,800	1,224	4,000	1,164
保育園			1,842	1,224	396	200	112
墓地・葬斎場	2,799	20	405	120	90	150	24
クリーンセンター		6,200	4,258	8,690	100	1,000	591
牧野	20	170					
アポイ樹木園	120			100	192		94
林道		50				30	
親子岩ふれ愛ビーチ	1,958	100	40	600	341	100	68
観光案内所	1,240	5	15		11		3
駅前トイレ・駅前広場		10		234	171		43
ふれあい広場		100		351	100		39
アポイ山荘							223
アポイ公園(パーク含む)他	2,296	15	14	1,709	409	1,280	142
ソビラ・かもめ公園他	350	9	10	140	130	250	65
土石類埋立処理場							
道路・橋梁・河川		680	820	3,478		1,031	229
国道街路灯				1,872		269	
公営住宅・町営住宅	170	10		1,388		4,000	932
小学校(プール教員住宅含)	2,711	269	5,802	3,260	1,250	6,760	698
中学校(教員住宅含)	2,164	249	4,428	2,461	1,039	2,000	507
幼稚園			2,900	813	637	110	162
中央公民館		145	2,163	3,100	320	180	188
アポイ岳調査研究支援センター		30	40	110	55	80	159
アポイ岳ビジターセンター		10	10				
郷土館	2,285	18	40	420	60		35
親子岩児童クラブ	3,311	40	445				
図書館		62	2,079	1,386	170	100	174
テニスコート							
スポーツセンター		48	5,595	1,580	240	500	157
生涯スポーツ研修センター		5	197	300	147	180	103
第2体育館		5	790	700	107	40	39
観音山スポーツ公園		50	219	764	74	350	107
下水道終末処理場		2,470	120	5,500	504	468	2,902
計	21,281	11,465	37,372	51,284	9,972	25,145	10,063

(単位：千円)

委託料	使用料等	原材料費	備入品費	計	前年度	増減
10,955			98	19,366	18,322	1,044
		30		515	526	△11
7,037	3,104			10,621	10,867	△246
483	30			853	773	80
	1			141	373	△232
2,776				9,686	7,268	2,418
12,867				13,206	11,422	1,784
6,148				6,264	169	6,095
1,439	118	50		14,923	16,339	△1,416
2,143			198	6,115	5,690	425
116		100		3,824	4,025	△201
13,108	882	50	546	35,425	49,997	△14,572
480		400		1,070	1,211	△141
143				649	506	143
	300	400		780	830	△50
2,345		10		5,562	5,640	△78
				1,274	1,273	1
498				956	961	△5
395				985	1,219	△234
				223	223	0
9,390	11			15,266	15,056	210
398				1,352	747	605
				0	97	△97
	2,800	950	130	10,118	10,109	9
				2,141	1,946	195
3,546	31	70		10,147	15,962	△5,815
2,105		250		23,105	18,027	5,078
2,607		300	355	16,110	14,331	1,779
1,509		38		6,169	5,900	269
3,837		20		9,953	9,297	656
32			100	606	646	△40
				20	25	△5
25				2,883	3,082	△199
50				3,846	3,675	171
3,221				7,192	7,049	143
				0	31	△31
3,270				11,390	11,569	△179
284				1,216	1,034	182
305				1,986	2,040	△54
3,693	660	118		6,035	5,866	169
39,228	54	32	50	51,328	51,361	△33
134,433	7,991	2,818	1,477	313,301	315,484	△2,183

人件費・公債費

左表の金額には、人件費及び施設建設の際に借り入れた借金の返済金(公債費)は含まれていません。

●町内各団体への補助金等の一覧

補 助 金 名	本 年 度	前 年 度	増 減
自治振興奨励交付金（町内自治会）	1,250	1,270	△ 20
様似町交通安全運動推進協議会	2,500	2,541	△ 41
様似町交通安全協会	260	260	0
様似町納税貯蓄組合連合会	20	20	0
様似町民生委員協議会	1,700	1,700	0
様似町防犯協会	136	136	0
北海道ウタリ協会様似支部	180	180	0
// （文化伝承保存事業分）	204	204	0
街路灯新設改修補助金（町内自治会）	500	400	100
街路灯電気料補助金（町内自治会）	4,400	4,200	200
日高支庁管内身体障害者スポーツ大会（開催地負担金）	0	100	△ 100
様似町社会福祉協議会	8,434	6,343	2,091
様似町老人クラブ連合会	300	300	0
// （老人福祉バス運行助成分）	1,700	1,700	0
様似福祉会（施設償還金分）	16,246	16,706	△ 460
// （医療機関協力金分）	7,000	7,000	0
様似町高齢者事業団	500	500	0
様似町医師協議会	450	450	0
救急医療補助金	8,280	8,467	△ 187
様似町歯科対策協議会	90	90	0
様似町保健衛生推進委員協議会	180	180	0
森林愛護組合	334	480	△ 146
様似漁港外来船誘致推進協議会	100	100	0
日高昆布フォーラムinさまに2008	200	0	200
様似町水産振興協議会（栽培漁業推進事業分）	500	440	60
漁港施設維持補修補助金（漁協）	700	700	0
商工業活性化事業（商工会）	6,000	6,000	0
様似町観光協会	740	740	0
アポイの火まつり	5,000	5,000	0
様似町消費者協会	70	70	0
水難救助事業	180	180	0
// （出動手当分）	400	400	0

（単位：千円）

補 助 金 名	本 年 度	前 年 度	増 減
様似町教育研究協議会	320	320	0
様似中学校教育実践研究会	150	100	50
日胆吹奏楽コンクール大会出場助成金	130	25	105
様似町青少年育成協議会	85	85	0
様似町子ども会育成連絡協議会	320	320	0
様似町青年団体協議会	70	70	0
北海道青年大会実行委員会会（地元開催助成分）	150	0	150
様似町女性団体連絡協議会	120	120	0
// （全日高女性大会開催地助成分）	0	80	△ 80
様似町PTA連合会	55	55	0
様似町文化協会（文化祭開催分）	80	80	0
様似町体育協会（地元開催助成分）	20	20	0
様似町体育協会（ソフトボール北海道予選会開催助成分）	216	0	216
様似町スポーツ少年団本部	320	320	0
// （地元開催助成分）	20	0	20
様似町体育指導委員協議会	70	70	0
合 計	70,680	68,522	2,158